

# 一、本会議の審議概要

○昭和五十八年九月八日 木曜日

開会 午前十時一分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

休憩 午前十時二分

再開 午後一時一分

日程第二 会期の件

右の件は、七十日間とすることに決した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る国民生活・経済に関する調査特別委員会、外交・総合安全保障に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る外交・総合安全保障に関する調査特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査し、

備

考

その対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、エネルギーに関する諸問題を調査し、総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十名から成るエネルギー対策特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、議長は直ちに特別委員を指名した。

散会 午後一時五分

○昭和五十八年九月十日 土曜日

開会 午後零時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件

中曽根内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時三十分

○昭和五十八年九月十三日 火曜日

開会 午前十時一分

大韓航空機墜落事件に関する決議案（遠藤要君外九名発議）（委員会審査省略要求事件）

九・九 開会式

（衆議院）

九・一〇 国務大臣の演説

一二、一三 演説に対する質疑

九・一三 ヒラリー・アイルランド大

統領夫妻本会議傍聴

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、遠藤要君から趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。

安倍外務大臣は、右の決議について所信を述べた。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、宇宙開発委員会委員に井上啓次郎君、公害等調整委員会委員に三浦大助君、公安審査委員会委員に荻原伯永君、労働保険審査会委員に高橋久子君を任命したことを承認することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

小山一平君、嶋崎均君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時十四分

○昭和五十八年九月十四日 水曜日

開会 午前十時三分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

多田省吾君、小笠原貞子君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時三十四分

再開 午後一時一分

休憩前に引続き、井上計君、喜屋武眞榮君、青木薪次君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後二時五十二分

○昭和五十八年九月二十一日 水曜日

開会 午後零時二分

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、行政改革に関連する諸法案を審査するため委員三十五名から成る行政改革に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

日程第一 北海道開発審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、丸谷金保君を指名した。

散会 午後零時四分

○昭和五十八年十月七日 金曜日

開会 午前十時八分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、宇宙開発委員会委員に大塚茂君、公正取引委員会委員に宗像善俊君、公害健

(衆議院議決)

一〇・六 国家公務員及び公共企業

体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案  
(第九十八回国会閣法第

康被害補償不服審査会委員に榊孝悌君、首尾木一君、日本銀行政策委員会委員に武田誠三君、中央社会保険医療協議会委員に高橋勝好君、運輸審議会委員に国島文彦君、降矢敬雄君、日本放送協会経営委員会委員に大見正俊君、竹田弘太郎君、楨哲夫君、日本電信電話公社経営委員会委員に横田郁君、吉國一郎君、労働保険審査会委員に北村孝生君を任命することに同意することに決した。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、穂山篤君、中野鉄造君、近藤忠孝君、柄谷道一君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右の件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第二 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後零時二十二分

五三号）

一一・二 コール・ドイツ連邦共和国首相の演説（参議院議場）

一一・一一 レーガン・アメリカ合衆国大統領の演説（衆議院議場）

一一・一六 衆議院会期延長議決（十二日間）

（衆議院議決）

一一・一七 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第二〇号）

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第二一号）

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第一号）

○昭和五十八年十一月十八日 金曜日

開会 午後三時四十一分

元議員古池信三君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

元本院議長河野謙三君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

議院運営委員長から政治倫理に関する協議会の設置に関し発言があつた。

日程第一 一 国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する

法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総

理府設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法等の一部を改正する

法律案並びに行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案（趣旨説明）

右は、齋藤国務大臣、丹羽国務大臣から順次趣旨説明があつた後、上條勝久君、佐藤三

吾君、中野明君、安武洋子君、伊藤郁男君、青木茂君がそれぞれ質疑をした。

議員辞職の件

右の件は、戸塚進也君の辞職を許可することに決した。

散会 午後六時五十分

国家行政組織法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第三九号）（修正）

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（閣法第一号）

総務庁設置法案（閣法第二号）

総理府設置法の一部を改正する等の法律案（閣法第三号）

総務庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案（閣法第五号）

（衆議院行政改革特別委員会）

一〇・三 参考人

四、五 公聴会

七 可決

（衆議院本会議）

一〇・一一 可決

（参議院行政改革に関する特別委員会）

一一・二四 参考人

○昭和五十八年十一月二十八日 月曜日

開会 午前十時十三分

議長不信任決議案（市川正一君外一名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、市川正一君から趣旨説明があつた後、否決された。

日程第一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（鉄道労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆議院送  
付）

日程第二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（国鉄労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆議院送  
付）

日程第三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（国鉄動力車労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆

二六 可決

（参議院本会議）

一一・二八 可決

一一・二五 胡耀邦・中国共産党中央

委員会総書記の演説（衆  
議院議場）

議院送付)

日程第 四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全国鉄施設労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆  
議院送付）

日程第 五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第九十九回国会内閣提出、第百  
回国会衆議院送付）

日程第 六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国  
会衆議院送付）

日程第 七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（日本電信電話労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会  
衆議院送付）

日程第 八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全国電気通信労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会  
衆議院送付）

日程第 九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全専売労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆議院  
送付）



日程第一〇 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆  
議院送付）

日程第一一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全逓信労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆議院  
送付）

日程第一二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の  
処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第九十九回国会内閣提出、第百回国  
会衆議院送付）

日程第一三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処  
遇を受ける者を除く。）」及び定期作業員」（第九十九回国会内閣提出、第百  
回国会衆議院送付）

日程第一四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処  
遇を受ける常用作業員を含む。）」（第九十九回国会内閣提出、第百回国会  
衆議院送付）

日程第一五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）（第九十九回国会内閣提出、第一百回国会衆議院送付）

日程第一六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全印刷局労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第一百回国会衆議院送付）

日程第一七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め  
るの件（全造幣労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第一百回国会衆議院送付）

右の十七件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて委員長報告（公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認）のとおり決した。

日程第一八 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法案（衆議院提出）

日程第一九 日本学術会議法の一部を改正する法律案（第九十八回国会内閣提出、第一百回国会衆議院送付）

右の両案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一八は全会一致をもつて可決、日程第一九は可決された。

日程第二〇 昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送

付)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第二一 個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

議長は、日程第二二乃至第二七を一括して議題とする旨を宣告した。

内閣委員長高平公友君解任決議案（内藤功君発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、内藤功君から趣旨説明があつた後、否決された。

日程第二二 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第九十八回国会内閣提出、衆議院送付）

日程第二三 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第九十八回国会内閣提出、衆議院送付）

日程第二四 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第二一号、衆議院送付）

日程第二五 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

院送付)

日程第二六 特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二七 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第一一号、衆議院送付)

右の六案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第二三に對する討論の後、可決された。

議長は、日程第二八を議題とする旨を宣告した。

選挙制度に関する特別委員長松浦功君問責決議案(山中郁子君発議)(委員会審査省略要求事件)

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、山中郁子君から趣旨説明があつた後、否決された。

日程第二八 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

右の議案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二九 国家行政組織法の一部を改正する法律案(第九十八回国会内閣提出、第百回国会衆議院送付)

日程第三〇 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三一 総務庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三二 総理府設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三三 総務庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三四 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の六案は、行政改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第三五 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三六 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の兩案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三七乃至第六五の請願

右の請願は、社会労働委員長外五委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、 検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、 国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、 租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、 教育、文化及び學術に関する調査

社会労働委員会

一、 社会保障制度等に関する調査

一、 労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、 農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、 産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、 運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、 建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

国民生活・経済に関する調査特別委員会

- 一、国民生活・経済に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

- 一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会

- 一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

- 一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

- 一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

議長は、国会会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後零時四十三分





(2) 議案件名一覧

●内閣提出法律案(二四件)(うち前国会から継続一件)

●両院通過(一八件)(うち前国会から継続五件)

- 一 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
- 二 総務庁設置法案
- 三 総理府設置法の一部を改正する等の法律案
- 四 総務庁設置法等の一部を改正する法律案
- 五 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案
- 六 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 七 昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律案
- 八 個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律案

九 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一〇 特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一一 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一三 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

第九十八回  
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

第九十八回  
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

第九十八回  
国家行政組織法の一部を改正する法律案(修)

第九十八回  
国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済

第九十八回  
第九十八回  
第九十八回

(件名の上の数字は提出番号、件名の下の(修)は衆議院修正を示す。)

第九十八回 組合法等の一部を改正する法律案  
国会 五七 日本学術会議法の一部を改正する法律案(修)

●衆議院未了(六件)(いずれも前国会から継続)

第九十三回 道路運送車両法等の一部を改正する法律案  
国会 一九  
第九十四回 環境影響評価法案  
国会 七一  
第九十六回 刑事施設法案  
国会 八〇  
第九十六回 留置施設法案  
国会 八一  
第九十八回 医療法の一部を改正する法律案  
国会 五〇  
第九十八回 湖沼水質保全特別措置法案  
国会 五八

●本院議員提出法律案(五件)

●本院未了(五件)

- 一 地域社会における公共サービスの向上のため  
の新社会システムの開発に関する法律案
- 二 集団代表訴訟に関する法律案
- 三 男女雇用平等法案
- 四 林業労働法案
- 五 雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案

●衆議院議員提出法律案(五一件)(うち前国会から継続四七件)

●両院通過(三件)(うち前国会から継続二件)

第九十六回 一 公職選挙法の一部を改正する法律案  
国会 三七 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作  
者等の権利に関する暫定措置法案(修)  
第九十八回 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律  
国会 一五 の一部を改正する法律案

●衆議院未了(四八件)(うち前国会から継続四五件)

- 二 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案
- 三 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
- 四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに  
関する法律の一部を改正する法律の一部を改  
正する法律案
- 第九十三回 一 児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学  
国会 一 校及び高等学校の施設の整備に関する特別措  
置法案

第九十三回	国籍法の一部を改正する法律案
第九十三回	最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案
第九十三回	最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案
第九十三回	刑事訴訟法の一部を改正する法律案
第九十三回	刑法の一部を改正する法律案
第九十三回	会計検査院法の一部を改正する法律案
第九十四回	学校教育法等の一部を改正する法律案
第九十四回	日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
第九十四回	環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案
第九十四回	水俣病問題総合調査法案
第九十四回	学校教育法の一部を改正する法律案
第九十四回	公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案
第九十四回	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
第九十四回	労働基準法の一部を改正する法律案
第九十四回	利息制限法の一部を改正する法律案

第九十四回	地方公営交通事業特別措置法案
第九十四回	雇用保険法の一部を改正する法律案
第九十四回	国会議員及び内閣総理大臣その他の國務大臣の資産の公開等に関する法律案
第九十四回	行政機関の公文書の公開に関する法律案
第九十四回	国の行政機関の職員等に対する営利企業への就職の制限等に関する法律案
第九十四回	情報公開法案
第九十四回	利息制限法の一部を改正する法律案
第九十四回	公文書公開法案
第九十四回	所得税の物価調整制度に関する法律案
第九十六回	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案
第九十六回	沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案
第九十六回	定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案
第九十六回	国家公務員法の一部を改正する法律案
第九十六回	地域交通整備法案

第九十六回 交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案

第九十六回 住宅保障法案

第九十六回 医療法の一部を改正する法律案

第九十六回 道路運送法の一部を改正する法律案

第九十八回 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

律案

第九十八回 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

正する法律案

第九十八回 原子爆弾被爆者等援護法案

第九十八回 母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

法律案

第九十八回 労働基準法の一部を改正する法律案

第九十八回 農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための

農業生産の振興に関する法律案

総合食糧管理法案

第九十八回 農民組合法案

第九十八回 内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開

に関する法律案

第九十八回 国家公務員法の一部を改正する法律案

第九十八回 刑法の一部を改正する法律案

●議決を求めるの件（一七件）（いずれも前国会から継続）

●両院通過（二七件）

第九十九回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）

第九十九回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）

第九十九回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）

第九十九回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）

第九十九回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国

鉄動力車労働組合連合会関係)

第九十九回  
国会六

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄

千葉動力車労働組合関係)

第九十九回  
国会七

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本

電信電話労働組合関係)

第九十九回  
国会八

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国

電気通信労働組合関係)

第九十九回  
国会九

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全専

売労働組合関係)

第九十九回  
国会一〇

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日

本郵政労働組合関係)

第九十九回  
国会一一

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通

信労働組合関係)

第九十九回  
国会一二

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本

林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業

員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を

含む。)」

第九十九回  
国会一三

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本

林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業

員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。)

第九十九回  
国会一四

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林

野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員

(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含

第九十九回  
国会一五

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林

野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員

(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。)及び

第九十九回  
国会一六

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印

刷局労働組合関係）

第九十九回  
国会 一七

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規  
定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造

幣労働組合関係）

注 右十七件は、両院において公共企業体等労働  
委員会の裁定のとおり実施することを承認し  
た。

●予備費等承諾を求めるの件（七件）（いずれも  
前国会から継続）

●衆議院未了（七件）

○昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁  
所管使用調書（その2）（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁  
所管使用調書（その2）（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費  
増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第  
九十八回国会提出）

○昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書（その1）（第九十八回国会提出）

○昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁  
所管使用調書（その1）（第九十八回国会提出）

○昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費  
増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第  
九十八回国会提出）

○昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する  
調書（第九十八回国会提出）

●決算その他（六件）

●議決（一件）

○日本放送協会昭和五十五年財産目録、貸借対照表及び  
損益計算書並びにこれに関する説明書（第九十六回国会  
提出）

●未了（五件）

○昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度  
特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理  
資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書  
（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その2）（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書（第九十八回国会提出）

○日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第九十八回国会提出）

### ◎決議案（八件）

●可決（一件）

一 大韓航空機墜撃事件に関する決議案

●否決（三件）

六 議長不信任決議案

七 選挙制度に関する特別委員長松浦功君問責決議案

八 内閣委員長高平公友君解任決議案

●未了（四件）

二 ロッキード事件に係る政治的道義的責任究明に関する決議案

三 政治倫理確立に関する決議案

四 内閣総理大臣中曾根康弘君問責決議案

五 法務大臣秦野章君問責決議案



(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 託会 議決	衆議院 委員会 託会 議決	備考
9	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		五八二二二	受 五八二二七 領	付 五八二二四 議 五八二二七 決 五八二二七	付 五八二二六 議 五八二二七 決 五八二二七	
10	特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案		一一二二一	受 一一二二七 領	付 一一二二四 議 一一二二七 決 一一二二七	付 一一二二六 議 一一二二七 決 一一二二七	
11	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案		一一二二一	受 一一二二七 領	付 一一二二四 議 一一二二七 決 一一二二七	付 一一二二六 議 一一二二七 決 一一二二七	
第十九回国会	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案		五八二三八	受 五八二二七 領	付 五八二二四 議 五八二二六 決 五八二二六	付 五八二二一 議 五八二二二 決 五八二二二	
第十九回国会	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案		二三八	受 一一二二七 領	付 一一二二四 議 一一二二六 決 一一二二六	付 一一二二七 議 一一二二七 決 一一二二七	

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院	衆議院	備考	
第九十八回 国 53 会	国家公務員及び公共企業体職員に係る 共済組合制度の統合等を図るための国 家公務員共済組合法等の一部を改正す る法律案 右により「国家公務員共済組合法」の 題名を「国家公務員等共済組合法」に、 「国家公務員共済組合法の長期給付に 関する施行法」の題名を「国家公務 員等共済組合法の長期給付に関する 施行法」に、「昭和四十二年度以後 における国家公務員共済組合等から の年金の額の改定に関する法律」の 題名を「昭和四十二年度以後におけ る国家公務員等共済組合等からの年 金の額の改定に関する法律」に改正		五八、三三二	五八、〇、六 受領	五八、〇、七 可決	五八、二、五 可決 五八、二、八 可決	五八、九、八 大蔵 五八、〇、五 可決 五八、〇、六 可決	五八、〇、七 本会議で趣 旨説明聴取

<p>一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第九号)(衆議院送付)</p> <p>五八、一一、一一 内閣提出 一一、一七 衆可決 一一、二八 参可決</p> <p>要旨 本案は、昭和五十八年八月五日付けの人事院の一般職の</p>	<p>職員の給与に関する勸告にかんがみ、一般職の職員の給与 に関する法律について所要の改正を行おうとするものであ つて、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>一、俸給表の改定 全俸給表の全俸給月額を平均二・〇%、四千三百二十 五円引き上げること。</p> <p>二、諸手当の改定 1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を 受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を</p>
---	---

二十万九千五百円（現行二十万五千元）に引き上げるとともに、医療職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額を四万百円（現行三万九千五百円）に引き上げること。

2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万二千三百円（現行一万二千元）に、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を二人までについてはそれぞれ三千八百円（現行三千五百円）に引き上げること。

ただし、職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については八千三百円（現行八千元）に引き上げること。

3 住居手当について、家賃の月額が一万六千五百円を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額六千八百円（現行六千五百円）に引き上げること。

4 通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額一万七千六百円（現行一万七千元）に、運賃等相当額

が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額二千八百円（現行二千五百円）に、それぞれ引き上げること。

自転車等を使用して通勤する職員のうち、自転車等の使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である者に対する支給月額を二千四百円（現行二千二百円）に、通勤が不便であると認められる者に対する支給月額を、自転車等の使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満のときは四千七百円（現行四千五百円）、片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満のときは六千四百円（現行六千二百円）、片道二十キロメートル以上のときは八千二百円（現行七千八百円）に、それぞれ引き上げること。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に対する支給月額についても、同様に引き上げること。

5 期末手当及び勤勉手当について、その支給日を基準日から一月以内で人事院規則で定める日とすること。

6 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を月額二万二千七百円（現行二万二

千三百円)に引き上げること。

### 三、施行期日

本法律は、公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用すること。ただし、期末手当及び勤勉手当に關する改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行すること。

### 委員長報告

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

特別職の職員の給与に關する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案

(閣法第一〇号)(衆議院送付)

五八、一一、一一 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

### 要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣の俸給月額が百五十八万円(現行百五十五万円)とし、國務大臣等の俸給月額は百十五万二千元(現行百十三万円)、内閣法制局長官等は百十万円(現行百八万円)とし、その他政務次官以下の俸給月額については、九十三万八千円から八十一万四千円(現行九十二万円から七十九万八千円)の範囲内で改定すること。ただし、政務次官等のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、当分の間、なお従前の額(八十八万円)とすること。
- 二、大使及び公使の俸給月額を百十五万二千元から六十万三千元(現行百十三万円から五十九万九千元)の範囲内で改定すること。
- 三、秘書官の俸給月額を三十七万八千八百円から十八万二千二百円(現行三十六万四千五百円から十七万八千五百円)の範囲内で改定すること。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限

度額を四万円（現行三万九千二百円）及び二万二千七百円（現行二万二千三百円）にそれぞれ改定すること。

五、国際科学技術博覧会政府代表の俸給月額を九十二万八千円（現行九十一万円）に改定すること。

六、関係法律について、所要の規定の整理を行うこと。

七、本法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員との給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和五十八年四月一日から適用すること。

#### 委員長報告

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第一一〇号）

（衆議院送付）

五八、一一、一一 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

#### 要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、防衛庁職員の給与の月額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表並びに自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額をそれぞれ平均二・〇％引き上げること。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を五万七千九百円（現行五万六千九百円）に増額すること。

三、営外手当の月額を五千九百三十円（現行五千六百四十円）に増額すること。

四、本法律は、公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用すること。

#### 委員長報告

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正す

る法律案の委員長報告参照

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第二〇号）（衆議院送付）

九十八回国会 五八、 二、 八 内閣提出

三、 一八 衆本会議趣旨説明

衆継続審査

九十九回国会

衆継続審査

百 回国会

一一、 一七 衆可決

一一、 二八 参可決

### 要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

一、艦艇の就役、航空機の取得及び防衛庁中央指揮所の整備等に伴い、自衛官の定数を海上自衛隊については千三百二人増員して四万五千百九十九人に、航空自衛隊については六百三十人増員して四万六千八百三十四人に、統合幕僚会議については四十六人増員して百二十九人とし、合わせて千九百七十八人増加することにより、全体とし

ての自衛官定数を二十七万二千百六十二人とする事  
（防衛庁設置法の一部改正）。

二、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊について二千人増加し、合計四万三千六百六十人とする事（自衛隊法の一部改正）。

### 委員長報告

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第二一号）（衆議院送付）

九十八回国会 五八、 二、 八 内閣提出

三、 一八 衆本会議趣旨説明

衆継続審査

九十九回国会

衆継続審査

百 回国会

一一、 一七 衆可決

一一、 二八 参可決

要旨

本案は、任期制自衛官が引き続いて任用された場合及び非任期制自衛官となつた場合の退職手当の支給方法等を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、任期満了のつど支給している任期制自衛官の退職手当を、本人の希望により、その後の退職等の際に一括して支給することができるように改めること。
- 二、退職手当の支給を受けずに任期制自衛官から非任期制自衛官となつた場合には、全勤統期間を推算して退職手当を支給することができるように改めること。
- 三、以上の措置に伴う退職手当の支給に関し、必要な規定を定めること。
- 四、本法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第五三号）（衆議院送付）

九十八回国会 五八、 三、三一 内閣提出

五、一〇 衆本会議趣旨説明

衆継続審査

九十九回国会 衆継続審査

百 回国会 一〇、 六 衆可決

一〇、 七 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

要旨

本案は、臨時行政調査会の「行政改革に関する第三次答申」の趣旨にのつとり、公的年金制度の再編・統合の一環として、国家公務員の共済組合制度と公共企業体職員の共済組合制度とを統合し、公共企業体職員に係る長期給付の給付要件等を国家公務員に係る長期給付の給付要件等に合わせ、国鉄共済組合に係る年金の円滑な支払を確保するための財政調整事業の実施等の措置を講じようとするもので

あつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員共済組合法の改正

1 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度を、次により、統合すること。

- (1) 国家公務員共済組合法の題名を国家公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）に改めること。
- (2) 公共企業体職員等共済組合法の規定による各公共企業体の共済組合を改正後の法の規定により設けられる国家公務員等共済組合（以下「組合」という。）とすること。
- (3) 国家公務員共済組合連合会は、すべての組合をもつて組織するものとし、その名称を国家公務員等共済組合連合会に改めること。

ただし、連合会は、当分の間、公共企業体の組合以外の組合をもつて組織するものとし、連合会が行うこととされている長期給付の事業等のうち、公共企業体の組合に係るものについては、当該公共企業体の組合が行い、連合会は行わないものとする。こと。

2 長期給付に要する費用に係る国又は公共企業体の負担（事業主負担に相当する部分を除く。）について、拠

出時負担を給付時負担へ変更すること。

3 国家公務員に係る定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者のうち、退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有しない者で一定の要件に該当するものに対して、特例退職年金を支給する等の特例措置を講ずること。

4 長期給付に係る財政調整事業を、次により、実施すること。

(1) 連合会及び公共企業体の組合は、当分の間、国鉄共済組合の年金の円滑な支払を確保するため、長期給付財政調整事業を行うものとする。

(2) 連合会に、学識経験者並びに連合会及び各公共企業体の組合を代表する者をもつて構成する長期給付財政調整事業運営委員会を置くものとする。

(3) (2)の委員会は、大蔵大臣の認可を受け、昭和六十年以後における長期給付財政調整事業の運営に関する五箇年計画を定めるほか、長期給付財政調整事業に関する重要事項について審議すること。

二、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正

1 国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国家公務



員共済組合法の長期給付に関する施行法の題名を国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）に改めること。

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に公共企業体の共済組合の組合員であり、施行日以後引き続き改正後の法の規定による組合員であるもの（以下「移行組合員」という。）については、その者が公共企業体の共済組合の組合員であつた間、改正後の法の規定による組合員であつたものとみなすこととするほか、移行組合員に係る長期給付の取扱いについての特例を定めること。

### 三、国家公務員等退職手当法の改正

公共企業体の職員で二十年以上勤続して退職したものに對する退職手当についての三割の減額措置を廃止すること。

### 四、既裁定年金の取扱い

1 施行日前に給付事由が生じた公共企業体職員等共済組合法の規定による年金を受ける権利については、施行日の前日において消滅するものとし、当該年金を受ける権利を有していた者については、改正後の法の規定

による年金に相当する年金を支給するものとする。こと。  
2 1により支給することとなる年金の額は、改正後の法又は改正後の施行法の規定に準じて算定した金額とすること。

3 2により算定した年金の額が施行日の前日において受ける権利を有していた公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額より少ないときは、従前の年金額をもつてその年金の額とすること。

### 五、施行期日

施行日は、昭和五十九年四月一日とすること。

ただし、一の3については、昭和六十年三月三十一日から、一の2については、昭和六十年四月一日とすること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました六法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案は、第九十八回国会に提出され、衆議院に

において継続審査となっていたものであります。

その内容は、臨時行政調査会の答申の趣旨にのっとり、公的年金制度の再編・統合の一環として、国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度とを統合し、公共企業体職員の長期給付の給付要件等を国家公務員に合わせ、国鉄共済年金の円滑な支払いを確保するための財政調整事業を実施するとともに、長期給付に要する費用の国または公共企業体の負担を抛出時負担から給付時負担へ変更しようとするものであります。さらに、国家公務員等退職手当法について、公共企業体職員の退職手当に関する減額措置の規定を廃止するほか、国家公務員の定年制度の実施に伴い、退職した者に対する長期給付の特例措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の意義、公的年金制度一元化の具体的内容と改正手順、国鉄年金財政悪化の原因と国の責任、三公社の経営形態変更と年金制度適用との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局することを決定し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して小野理事より反対、民社党・国民連

合を代表して柄谷委員より賛成、日本共産党を代表して内藤委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る公的年金一元化の将来像の明示を求める等五項目の附帯が多数をもって行われたところであります。

次に、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、第一に、艦艇の就役、航空機の取得及び防衛庁中央指揮所の整備等に伴い、自衛官の定数を海上自衛隊千三百二人、航空自衛隊六百三十人、統合幕僚会議四十六人、合わせて千九百七十八人増加することにより、全体としての自衛官定数を二十七万二千六百六十二人としようとするものであり、第二に、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊について二千人増加し、合計四万三千六百人としようとするものであります。

次に、第九十八回国会に提出された防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、任期満了の都度支給している任期制自衛官の退職手当を退職の際に一括して支給すること

ができるように改めるとともに、退職手当の支給を受けずに任期制自衛官から非任期制自衛官となり退職に至った場合の退職手当の支給に関し、必要な措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を一括して審査し、自衛隊における定員管理のあり方、極東軍事情勢の認識、地位協定といわゆる思いやり負担との関係、日米共同作戦の研究及び訓練状況、有事法制研究の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

両案について質疑終局を諮りましたところ、内藤委員より質疑を継続することの動議が提出されましたが、否決され、質疑終局が多数をもって決せられました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して小野理事より防衛庁設置法及び自衛隊法改正案について反対、公明党・国民会議を代表して太田委員より防衛庁設置法及び自衛隊法改正案について反対、防衛庁職員給与法改正案について賛成、日本共産党を代表して内藤委員より防衛庁設置法及び自衛隊法改正案について反対、防衛庁職員給与法改正案については棄権する旨の発言がそれぞれなされ

れました。

順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、給与関係三法律案について申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月五日付の人事院勧告を政府として検討した結果、本年四月一日から平均二%の改定を行い、その配分については勧告の趣旨に沿って措置することとし、そのため所要の改正を行おうとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。政務次官等のうち、国會議員から任命された者の俸給月額は、なお当分の間八十八万円に据え置くこととしております。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、

二の改定の根拠、人事院勧告と労働基本権との関係、今後の人事院勧告の取り扱いの方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

なお、丹羽総理府総務長官より、五十九年度の人事院勧告の取り扱いについては、俸給表等の勧告内容を尊重した完全実施に向けて最大限努めてまいる所存である旨の発言がありました。

三案について質疑終局を諮りましたところ、内藤委員より質疑を継続することの動議が提出されましたが、否決されました。

以上、御報告申し上げます。

順次、採決の結果三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案（二件）

8	番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	委員会	議院	衆議院	議院	備考		
		個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律案		五八、一〇、二八	五八、一一、二七	五八、一一、三三	五八、一二、三四	五八、一二、二八	五八、一〇、二八	五八、一〇、三一	五八、一一、二七	
					受領	付託	可決	可決	可決	可決	可決	

個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律案（閣法第八号）（衆議院送付）

五八、一〇、二八 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

### 要旨

本法律案は、昭和五十八年分の所得税の減税の特例措置に対応して、昭和五十八年度分の個人の住民税に係る負担の軽減を図るための措置に相応する措置として、昭和五十九年度分の個人の住民税について減税の特例を定めるものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、昭和五十九年度分の個人の住民税に限り、配偶者控除額、扶養控除額又は基礎控除額は地方税法の定める金額にそれぞれ七千円を加算した金額とする。

二、昭和五十九年度分の個人の住民税に限り、配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額を三十万円（現行二十九万円）とする等の措置を講ずる。

### 委員長報告

御報告いたします。

ただいま議題となりました法律案は、所得税の減税措置に対応して、昭和五十八年度分の住民税負担の軽減を図るための措置に相応する措置として、昭和五十九年度分の個人住民税に限り特別の減税を行おうとするものであります。その内容としては、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額は地方税法の定める金額に七千円を加算すること、配偶者控除等の適用対象となる者の給与所得等の限度額を三十万円に引き上げること等であります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、各委員から景気浮揚と減税規模、今後の税制改正に対する政府の方針、地方財政対策等について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○法務委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	本院 議決	衆議院 委員会 議決	本院 議決	備考
12	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案		五八二二二	五八二二七	五八二三四	五八二二七	五八二二六	五八二二七	
13	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案		一一二二	一一二七	一一三四	一一二七	一一二六	一一二七	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送來 付月日	提出 出月日	参議院 委員会 議決	本院 議決	衆議院 委員会 議決	本院 議決	備考
2	集団代表訴訟に関する法律案	飯田忠雄君 外一名 (五八二〇、八)	五八二〇、二		五八二〇、八末	了	五八二〇、二 (予)		

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法  
第一二号）（衆議院送付）

五八、一一、一一 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額  
の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおり  
である。

- 一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官  
の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別  
職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、  
おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の  
俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 三、以上の改定は、昭和五十八年四月一日にさかのぼって  
行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委  
員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に  
準じて裁判官及び検察官の給与の改定を行おうとするもの  
であります。

委員会におきましては、両法案を一括して審議し、人事  
院勧告制度と今回の政府案による給与改定との関係、裁判  
官の報酬の相当額と人事院勧告、裁判官の報酬のあり方等  
について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により  
御承知願います。

両案について質疑終局を諮りましたところ、近藤委員よ  
り質疑続行の動議が提出されましたが、賛成少数で否決さ  
れ、質疑終局が多数をもって決せられました。

次いで、討論に入りましたところ、両法案に対し、日本  
社会党を代表して山田理事より反対の意見が、自由民主党  
・自由国民会議を代表して中西理事より賛成の意見が、日  
本共産党を代表して橋本委員より反対の意見が、それぞれ  
表明されました。

次いで、両法案を順次採決の結果、いずれも多数をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法  
第一三号）（衆議院送付）

五八、一一、一一 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

#### 要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官  
についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額  
の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおり  
である。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、お  
おむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準  
じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額に  
おいてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じ

て、それぞれこれを増額する。  
三、以上の改定は、昭和五十八年四月一日にさかのぼって  
行う。

#### 委員長報告

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の  
委員長報告参照



○大蔵委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	提出月日	提出日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
6	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	伊藤 茂君 (五八二〇二)	五八、九二〇	受領 五八二〇、四	付託 五八二〇、四 (予)	可決 五八二〇、六 可決 五八二〇、七	付託 五八、九二〇 可決 五八、九三〇 可決 五八、〇、四	
7	昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律案		一〇二八	受領 一一一七	付託 一一三三	可決 一一三四 可決 一一一八	付託 一〇二八 可決 一〇三二 可決 一一一七	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	提出月日	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
3	貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	伊藤 茂君 (五八二〇二)	五八二〇、三			付託 五八二〇、三 (予)	付託 五八二〇、三 未了	
4	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案	伊藤 茂君 (一〇二八)	一〇二、三			付託 一〇二、三 (予)	付託 一〇二、三 未了	

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）

五八、九、二〇 内閣提出

一〇、四 衆可決

一〇、七 参可決

#### 要旨

本法律案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同基金に対し、四十二億二千三百三十万特別引出権に相当する金額（現行は二十四億八千八百五十万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができるとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額され

ることとなるのに伴い、その出資の額の増額に應ずるための所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、開発途上国の累積債務問題と国際金融機関の対応、円高基調定着の見通しと施策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）

五八、一〇、二八 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

## 要旨

本法律案は、所得税減税実現に対する国民の期待をはじめとする現下の社会経済情勢に顧み、昭和五十八年分の所得税について、基礎控除等の額の引上げにより、同年分の所得税負担の軽減を図るとともに、その必要財源の確保のため、五十七年度決算剰余金処理の特例を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、五十八年分所得税負担の軽減をはかるため、基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ三十万円（現行二十九万円）に引き上げるとともに、老人控除対象配偶者に係る配偶者控除、老人扶養親族に係る扶養控除をそれぞれ三十六万円（現行三十五万円）に引き上げる。これにより、夫婦二人の給与所得者の場合、昭和五十八年分の課税最低限は二百七万五千円（現行二百一十五万円）に引き上げられることとなる。

二、配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる所得要件について、給与所得等に係る所得限度額を三十万円（現行二十九万円）とするとともに、勤労学生控除の適用要件である所得限度額を五十三万円（現行五十二万円）とする。

三、一、二の措置に必要な財源の確保を図るため、決算上生じた剰余金の二分の一を下らない金額を公債等の償還財源に充てることとなつてゐる財政法第六条第一項の規定を、五十七年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については適用しない。

なお、五十八年分所得税減税の規模は約千五百億円と見込まれてゐる。

## 委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和五十三年以来六年にわたつて所得税の課税最低限が据え置かれてきたことによる国民の減税実現への期待にこたえらるとともに、現下の社会経済情勢にも配意して、昭和五十八年分の所得税に係る人的控除等の額を引き上げることにより、同年分の所得税負担を軽減し、あわせてその必要財源を確保するため、決算上生じた剰余金の二分の一を下らない金額を公債等の償還に充てることとなつてゐる財政法第六条第一項の規定を、昭和五十七年度



衆議院議員提出法律案（一件）

第九十六回国 37	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
		商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する法律案 右は題名を「商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する暫定措置法」と修正	石橋一弥君 外三名 (五七、八二三)		五八、二〇二	五八、二〇二 可決	五八、二二四 可決	五八、九、八 修正
					五八、二〇二	五八、二二四 可決	五八、二二八 可決	五八、二〇二 修正

<p>日本学術会議法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第五七号本院送付）（衆議院送付）</p> <p>九十八回国会 五八、 四、 一三二 内閣提出</p> <p>九十九回国会 一一、 一七 衆修正</p> <p>百 回国会 一一、 二八 参可決</p> <p>衆議院審査 衆議院審査 衆議院審査</p>	<p>要旨</p> <p>本法律案は、日本学術会議会員の選出方法を改めるほか、日本学術会議の組織等の改正を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>一、日本学術会議会員の選出方法を、有権者による選挙制から、一定の要件を備え日本学術会議に登録された科学者の団体である登録学術研究団体を基礎とする研究連絡委員会ごとの推薦制に改めること。</p> <p>二、日本学術会議会員は、前記一の推薦に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命することとする。</p>
---	---

三、日本学術会議会員となることができる者の資格を、五年以上の研究歴を有し、その分野で優れた研究又は業績がある科学者であることとするともに、会員として通算九年を超えて在任することはできないこととする。こと。

四、日本学術会議に会員推薦管理会を置き、会員候補者の資格の認定その他会員の推薦に関する事務を行わせること。

五、日本学術会議会員の部別、専門別定員は、それぞれ政令、規則で定めることとする。

六、科学に関する研究の連絡機能等を充実するため、日本学術会議に研究連絡委員会を置くこととし、その目的、組織等に関する規定の整備を行うこと。

七、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

八、昭和五十九年一月十九日において現に会員である者の任期を、その翌日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（新法による最初の会員の任命が行われる日）の前日まで延長すること。

九、その他所要の規定の整備を図ること。

なお、衆議院で、推薦による会員の選出制度を円滑に実

施するため、前記八の昭和五十九年一月十九日において現に会員である者の任期について、その翌日から起算して「一年六月」を超えない範囲内において政令で定める日の前日までさらに延長する旨の修正が行われた。

#### 委員長報告

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法案の委員長報告参照

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法案（第九十六回国会衆第三七号）（衆議院提出）

九十六回国会 五七、八、一三 衆・議員提出

衆継続審査

九十七回国会 衆継続審査

九十八回国会 衆継続審査

九十九回国会 衆継続審査

百 回国会 五八、一〇、一一 衆修正

一一、二八 参可決

## 要旨

本法律案は、いわゆる貸しレコード業が急速に増加している現状にかんがみ、著作者、実演家及びレコード製作者の複製権・録音権の保護に資するため、当分の間の措置として、これらの者に商業用レコードの公衆への有償貸与についての許諾権を設定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、商業用レコードを公衆に有償で貸与しようとする者は、国内で最初に販売された日から政令で定める期間を経過する日までの間は、その許諾権を有する者の許諾を得なければならぬこと。

二、許諾を得ないで商業用レコードを公衆に有償で貸与した場合には、複製権・録音権の侵害行為とみなして、著作権法上の救済措置及び罰則に関する規定を適用すること。

三、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。ただし、この法律の施行前に国内で販売された商業用レコードについては、適用しないこと。

## 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法案は、商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為について、当分の間の措置として、その著作者、実演家及びレコード製作者に政令で定める期間に限り許諾権を与え、もってこれらの者の複製権や録音権を保護しようとするものであり、衆議院提出案であります。

委員会におきましては、著作権法改正作業の進捗状況と本法案との関係、許諾を得なければならない期間に関する政令の定め方、複写機器に対する賦課金制度等導入の可否などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細については会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定を致しました。

なお、安永委員より、公正な使用料による許諾権の行使によって円満な秩序の形成を図るなど二項目からなる附帯決議案が、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明

党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同で提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定致しました。

次に、日本学術会議法の一部を改正する法律案は、第九十八回国会に提出され、本院を通過致しましたが、衆議院において、二度にわたる継続審査を経て、去る十一月十七日修正議決、本院に送付されたものであります。

法律案の主な内容は、日本学術会議会員の選出方法について、選挙制を改め、日本学術会議に登録をされた科学者の団体を基礎とする研究連絡委員会ごとの推薦制にするほか、組織の整備などを図ろうとするものであります。

なお、衆議院において、推薦による会員の選出制度を円滑に実施をするため、現会員の任期の延長について修正が行われております。

委員会におきましては、本法律案提出に至る経緯と日本学術会議の対応、推薦制に改正をする理由と学術会議の独立性確保の必要性、総理大臣による会員の任命の性格、政府に対する勧告、答申等の尊重、職務遂行に必要な経費の確保等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本社会党を代表して安永委員より、日本共産党を代表して吉川委員より、それぞれ反対の討論が行われました。

討論を終わり、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

なお、田沢委員より、日本学術会議の自主制を尊重して政令を定めることなど五項目からなる附帯決議案が、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同で提出され、多数をもってこれを委員会の決議とすることに決定を致しました。

以上、御報告を申し上げます。



○社会労働委員会

本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送來へ提 付月日出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
3	男女雇用平等法案	中西珠子君 外 一 名 (五八二〇二)	五八二〇三	五八二〇二 未 了	五八二〇三 (予)	
4	林業労働法案	目黒今朝次郎君 外 五 名 (一〇三八)	一〇三二	一〇三八 未 了	一〇三二 (予)	
5	雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案	糸久八重子君 外 三 名 (一〇三八)	一〇三二	一〇三八 未 了	一〇三二 (予)	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送本院へ 付月日出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
2	短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案	藤田高敏君 外 四 名 (五八二〇七)	五八二〇二	五八二〇二 (予)	五八二〇二 未 了	

国会の議決を求めるの件（一七件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参 議 院	衆 議 院	備考
第九十九回国 1 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）				付 議 決 議 決 議 決	付 議 決 議 決 議 決	
第九十九回国 2 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）						
第九十九回国 3 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力労働組合関係）		五八、 七、 八	受 領 五八、 二、 二七	五八、 二、 二二 九八、 二、 二四 五八、 二、 二八 五八、 二、 二七 五八、 二、 二七	五八、 九、 八 九八、 二、 二七 九八、 二、 二七	
第九十九回国 4 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）						
第九十九回国 5 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）						

<p>第九十九回 国会 12</p>	<p>第九十九回 国会 11</p>	<p>第九十九回 国会 10</p>	<p>第九十九回 国会 9</p>	<p>第九十九回 国会 8</p>	<p>第九十九回 国会 7</p>	<p>第九十九回 国会 6</p>
<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（全通信労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（全日本郵政労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（全専売労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（全国電気通信労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（日本電信電話労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（国鉄千葉動力車労働組合関係）</p>
			五八、七二八			
			受 五八、二二七			
			領 五八、二二二			
				五八、二二四 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認		
				五八、二二八 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認		
				五八、九、八		
				五八、二二七 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認		
				五八、二二七 公共企業体等労働委員会の 裁定のとおり 実施すること を承認		



公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（第九十九回国会閣議第一号）外一六件（いずれも衆議院送付）

九十九回国会 五八、七、一八 内閣提出

衆継続審査

百 回国会 一一、一七 衆議決

一一、二八 参議決

### 要旨

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

（鉄道労働組合関係）（第九十九回国会閣議第一号）

同（国鉄労働組合関係）（第九十九回国会閣議第二号）

同（国鉄動力車労働組合関係）（第九十九回国会閣議第三号）

同（全国鉄施設労働組合関係）（第九十九回国会閣議第四号）

同（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第九十九回国会閣議第五号）

同（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第九十九回国会閣議第六号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十八年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

一、各裁定は、日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千四百十円を加えた額三千七百九十六円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

（日本電信電話労働組合関係）（第九十九回国会閣議第七号）

同（全国電気通信労働組合関係）（第九十九回国会閣議第八号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十八年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である

とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたきたものである。

- 二、各裁定は、日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千百四十円を加えた額三千六百八十円の一円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(全専売労働組合関係)(第九十九回国会閣議第九号)

- 一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十八年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会  
の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると  
は断定できないものとして、公共企業体等労働関係法  
第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてき  
たものである。

- 二、本裁定は、日本専売公社の公共企業体等労働関係法  
上の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、

一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千百四十円を加えた額三千七百五十円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(全日本郵政労働組合関係)(第九十九回国会閣議第一〇号)  
同(全通信労働組合関係)(第九十九回国会閣議第一一号)

- 一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十八年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員  
会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である  
とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係  
法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めて  
きたものである。

- 二、各裁定は、郵政省所属の公共企業体等労働関係法上  
の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、  
一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセ  
ント相当額に千百四十円を加えた額三千七百十五円の  
原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、  
国会の議決を求めるの件

(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤  
作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)」)(第九十九回  
国会閣議第一二二号)

同(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員  
(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。)&及び定期作業員」)  
(第九十九回国会閣議第一二三号)

同(全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常  
勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)」)(第九十九  
回国会閣議第一四号)

同(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常  
勤作業員の処遇を受ける者を除く。)&及び定期作業員」)(第  
九十九回国会閣議第一五号)

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十八年新賃  
金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員  
会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である  
とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係  
法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めて  
きたものである。

二、各裁定は、林野庁所属の公共企業体等労働関係法上  
の職員のうち、定員内職員及び常勤作業員(常勤作業  
員の処遇を受ける常用作業員を含む。)の基準内賃金  
を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、同日現在  
の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千四百十  
円を加えた額四千十八円を原資をもつて引き上げると  
ともに、基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処  
遇を受ける者を除く。)&及び定期作業員の基準内賃金  
を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、月額三千  
八百十三円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、  
国会の議決を求めるの件

(全印刷局労働組合関係)(第九十九回国会閣議第一六号)

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十八年新賃金  
に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会  
の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると  
は断定できないものとして、公共企業体等労働関係法  
第十六条第二項の規定により国会の議決を求めてきた  
ものである。

二、本裁定は、大蔵省印刷局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千百四十円を加えた額三千七百六十六円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(全造幣労働組合関係)(第九十九回国会閣議第一七号)

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十八年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会に裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めべきものである。

二、本裁定は、大蔵省造幣局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千百四十円を加えた額三千七百八十六円の原資をもつて引き上げるものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)外十六件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

各件は、三公社四現業の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、基準内賃金の一・二七%相当額に千百四十円を加えた額の原資をもつて引き上げること等を内容とする本年六月三日の仲裁裁定の実施について、国会の議決を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。



○運輸委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

第九十八回 会 15	第九十八回 会 改正する法律の一部を改正する 法律案	番号 件 名	提出者 (月 日) 三塚 博君 三名 (五八、五二〇)	予備送 付月日	本院へ 提出月日 五八二〇、六	参議院 付託 五八二〇、六 可決 五八二〇、六 可決 五八二〇、七	衆議院 付託 五八、九、八 可決 五八二〇、五 可決 五八二〇、六	備考
------------------	-------------------------------------	--------------	---	------------	-----------------------	---	---	----

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（第九十八回国会衆第一五号）（衆議院提出）

九十八回国会 五八、 五、 一八 衆・議員提出

衆継続審査

九十九回国会 衆継続審査

百 回国会 一〇、 六 衆可決

一〇、 七 参可決

要旨

本法律案は、既設又は工事中の東海道、山陽、東北、上

越等の新幹線鉄道における停車場の新設に関し、当分の間、地方公共団体が日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団に対する当該停車場の新設のため必要な資金についての補助金等の交付その他財政上の措置等を講ずることができるようにならうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出に係るものでありまして、その

内容は、既設または工事中の新幹線鉄道における停車場の新設に関し、当分の間、地方公共団体が日本国有鉄道または日本鉄道建設公団にその必要な資金について補助金等の交付その他財政上の措置等を講ずることができるとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党瀬谷理事、日本共産党小笠原委員よりそれぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○逋信委員会

N H K 決算（二件）

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	議決	付託	議決	
日本放送協会昭和五十五年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	五七、三二七 (第九十六回国会)	五八、九、八	五八、二〇、四 議決	五八、九、八		
日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	五八、三二三 (第九十八回国会)	九、八	五八、二〇、七 議決	九、八		

日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益  
計算書並びにこれに関する説明書

九十六回国会 五七、三、一七 内閣提出

九十七回国会 未了

九十八回国会 未了

九十九回国会 未了

百 回国会 五八、一〇、七 議決

委員長報告

ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十五年度  
財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する  
説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結  
果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十五年度決算に係るもの  
でありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院  
の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十五年度末にお  
ける財産状況は、資産総額二千二百二十四億二千百万円、負

債総額八百七十一億四千五百万円、資本総額千二百五十二  
億七千六百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千七百十四億  
三千百万円に対し、経常事業支出二千五百九億百万円であ  
り、差し引き経常事業収支差金は二百五億三千万円となっ  
ており、これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事  
業収支差金は二百六億九千九百万円となっております。

このうち債務償還等に充てた資本支出充当額は百三十二  
億百万円であり、この結果、事業収支剰余金は七十四億九  
千八百万円となっております。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定の  
ための財源に充てるものとしたしております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の  
検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適切かつ効率的に  
執行されたかどうかを初め、経営公開施策の強化、衛星放  
送、文字多重放送などニューメディア対策、国際放送の拡  
充、オリンピック放送権料、NHKの公正中立の維持等の  
諸問題について政府、会計検査院並びに協会当局に質疑を  
行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもってこれを是

認すべきものと議決いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

決算その他（四件）

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	議決	議決	付託	議決	議決	
昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書	（第九十八回国会） 五七、二二八	五八、七二八			五八、九八			
昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その2）	（第九十八回国会） 一三三、八	九八			九八			
昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書	（第九十八回国会） 五八、一三二、八	七二八			九八			
昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書	（第九十八回国会） 一三二、八	七二八			九八			

○科学技術特別委員会

本院議員提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決	備考
		地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案	塩出啓典君 外二名 (五八二〇、七)	五八二〇、二		五八二〇、七 未了	五八二〇、三 (予)内閣	

○選挙制度に関する特別委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決	備考
		公職選挙法の一部を改正する法律案	天野公義君 外七名 (五八、九二〇)	五八二〇、四	五八二二、七	五八二二、三 可決 可決 可決	五八二〇、四 可決 可決 可決	

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一号)(衆議院提出)

五八、 九、二〇 衆・議員提出

一〇、 四 衆本会議趣旨説明

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、選挙期日の公示又は告示の日を次のとおり改める。

(一) 衆議院議員の選挙 選挙期日の少なくとも十五日

(現行二十日) 前に

(二) 参議院議員の選挙 選挙期日の少なくとも十八日

(現行二十三日) 前に

(三) 都道府県の議会の議員の選挙 選挙期日の少なくとも

も九日 (現行十二日) 前に

(四) 都道府県知事の選挙 選挙期日の少なくとも二十日

(現行二十五日) 前に

(五) 指定都市の議会の議員の選挙 選挙期日の少なくとも

も九日 (現行十二日) 前に

(六) 指定都市の長の選挙 選挙期日の少なくとも十五日

(現行二十日) 前に

(七) 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 選挙

期日の少なくとも七日 (現行十日) 前に

(八) 町村の議会の議員及び長の選挙 選挙期日の少なく

とも五日 (現行七日) 前に

二、各選挙における立候補届出期間を公示又は告示の日一

日 (現行公示又は告示の日及び翌日の二日) 間とする。

三、連呼行為、街頭演説及び街頭政談演説を行うことができ

る時間を午前八時 (現行午前七時) から午後八時まで

とする。

四、衆議院議員、参議院選挙区選出議員及び都道府県知事

の選挙においては、新たに、日本放送協会によるテレビ

ジョンの経歴放送を候補者一人について一回行う。

五、立会演説会の制度を廃止する。

六、選挙公報の掲載文の申請期間を公示又は告示の日から

二日 (現行四日) 間とする。

七、この法律は、公布の日から施行するものとし、衆議院

議員及び参議院議員の選挙については施行日以後初めて

行われる選挙から、その他の選挙については施行日から

起算して三月を経過した日以後行われる選挙から適用する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、金のかからない選挙の実現に資するため、国会議員の選挙並びに地方議会の議員及び長の選挙について選挙運動期間を五日間ないし二日間短縮すること、立候補の届け出は一日間とすること、連呼行為、街頭演説等の開始時間を繰り下げ、午前八時からとすること、衆議院議員、参議院選挙区選出の議員等についてテレビジョンによる経歴放送の回数増加を図ること、立会演説会を廃止すること、施行日は公布の日とし、国会議員については、施行後初めて行われる選挙から適用すること等を主な内容とするものでございます。

委員会におきましては、提出者を代表し片岡清一衆議院議員より提案理由の説明を聴取した後、比例代表選挙の見直し、定数不均衡の是正、交通、通信事情の変化に伴う選挙運動のあり方等の諸問題について質疑を行い、その間、参考人から意見を聴取する等審査を行いました。

質疑を終局することを決定し、次いで日本社会党、公明

党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会共同提案による修正案について上野委員より趣旨説明が行われました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大木委員、公明党・国民会議を代表して多田委員、民社党・国民連合を代表して栗林委員より、それぞれ修正案に賛成、原案に反対、また、日本共産党を代表して山中委員より、原案及び修正案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しましては、定数不均衡の是正等四項目にわたる附帯決議を付しております。

以上、御報告いたします。

○行政改革に関する特別委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
1	国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案		五八、九、八	受 五八、一〇、二一 領	付 五八、二、二八 議 可 五八、二、二六 院 議 可 五八、二、二六 決	付 五八、九、二〇 議 可 五八、一〇、七 院 議 可 五八、一〇、二一 決	
2	総務庁設置法案		九、八	受 一〇、二一 領	付 一、二八 議 可 一、二六 院 議 可 一、二八 決	付 九、一〇 議 可 一〇、七 院 議 可 一〇、二一 決	
3	総理府設置法の一部を改正する等の法律案		九、八	受 一〇、二一 領	付 一、二八 議 可 一、二六 院 議 可 一、二八 決	付 九、二〇 議 可 一〇、七 院 議 可 一〇、二一 決	五八、二、二八 本会議で趣旨説明聴取
4	総務庁設置法等の一部を改正する法律案		九、八	受 一〇、二一 領	付 一、二八 議 可 一、二六 院 議 可 一、二八 決	付 九、二〇 議 可 一〇、七 院 議 可 一〇、二一 決	
5	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案 右により「診療放射線技師及び診療エックス線技師法」の題名を「診療放射線技師法」に改正		九、八	受 一〇、二一 領	付 一、二八 議 可 一、二六 院 議 可 一、二八 決	付 九、二〇 議 可 一〇、七 院 議 可 一〇、二一 決	
第九十八回国会 39	国家行政組織法の一部を改正する法律案		五八、三、二	受 五八、一〇、二一 領	付 五八、二、二八 議 可 五八、二、二六 院 議 可 五八、二、二六 決	付 五八、九、八 議 可 五八、一〇、七 院 議 可 五八、一〇、二一 決	五八、二、二八 本会議で趣旨説明聴取



国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（閣法第一号）（衆議院送付）

五八、九、八 内閣提出

九、二〇 衆本会議趣旨説明

一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

### 要旨

本案は、国家行政組織法について、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、国の行政機関の組織編成の弾力性を高めるとともに、併せてその基準を一層明確にするための改正を行うことに伴い、各省庁設置法等関係法律二百三件につき必要な整理等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日を、昭和五十九年七月一日と定めること。

二、各省庁設置法等関係法律（総理府及び行政管理庁関係を除く。）中、整理を要するものについて所要の改正を行

うこと。

(一) 各省、各委員会及び各庁設置法等について次の改正を行うこと。

1 新たに省庁等全体の所掌事務の規定を設けて、従来の各部署の事務の規定を一括掲記すること。ただし、各省庁の官房等に共通的に規定されている事務及びこれに対応する権限の規定を削ることとする。

2 官房、局及び部の規定を削ることとする。

3 庁次長、官房長及び局、部又は委員会の事務局に置かれる次長並びに庁の所掌事務の一部を総括整理する職（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁以外の庁に置かれるもの）の規定を削ること。

4 附属機関等を審議会等、施設等機関及び特別の機関に区分し、審議会等及び施設等機関については、政令で定めることとするものについての規定を削ることとする。

5 地方支分部局のうちのブロックを単位として置かれる機関について、個別の名称、位置、管轄区域及

び内部組織は政令で定めることとし、これらについての規定を削ることとする。

(二) 各省庁設置法等の改正に伴い、これに関連する諸法律について所要の改正を行うこと。

三、この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

### 委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参

照

総務庁設置法案（閣法第二号）（衆議院送付）

五八、 九、 八 内閣提出

九、二〇 衆本会議趣旨説明

一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

### 要旨

本案は、最近における行政需要の変化に即応して、総合

的かつ効率的な行政の推進を図るため、臨時行政調査会の答申の基本的方向に沿って、総理府本府及び行政管理庁の組織と機能を統合再編成し、総理府の外局として総務庁を設置しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、設置及び任務

1 総理府の外局として、総務庁を設置すること。

2 総務庁は、行政の総合的かつ効率的な実施に寄与するため、人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員及び運営に関する事務その他特定の施策及び事務の総合調整に関する事務で他の行政機関の所掌に属しないもの並びに行政機関の業務の監察、恩給及び統計に関する事務を一体的に遂行することを主たる任務とする。

#### 二、所掌事務及び権限

1 各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する方針、計画等の総合調整等人事行政に関する事務、行政制度一般に関する基本的事項の企画、行政機関の機構、定員及び運営の総合調整等組織・定員管理に関する事務、各行政機関の業務についての監察に関する事

務を行うこと。

2 恩給を受ける権利の裁定等恩給に関する事務のほか、統計制度の基本的事項に関する企画その他統計に関する総合調整及び国勢調査その他の基幹的統計調査の実施等統計に関する事務を行うこと。

3 交通安全対策、老人対策、地域改善対策事業、青少年対策及び北方対策など特定の行政分野における事務の総合調整等を行うこと。

### 三、組織

1 総務庁の長は、総務庁長官とし、国務大臣をもつて充てること。総務庁長官は、所掌事務に関し、各行政機関の長に対し、資料の提出及び説明を求め、また、随時、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し意見を述べることができることとするほか、監察を行うため必要な範囲内において各行政機関の業務について実地に調査することができることなど行政監察の機能と効果を確保するための権限を行使できること。

2 総務庁に、公務員制度審議会を置くほか、特別の機関として、青少年対策本部及び北方対策本部を置き、その長にはそれぞれ総務庁長官たる国務大臣をもつて

充てること。さらに、地方支分部局として、管区行政監察局、地方行政監察局等を置き、行政機関の業務の監察、行政相談等の事務を分掌するほか、必要に応じ行政機関の機構、定員及び運営に関する調査等の事務を分掌することができること。

### 四、施行期日

昭和五十九年七月一日から施行する。

### 委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

総理府設置法の一部を改正する等の法律案（閣法第三号）（衆議院送付）

五八、 九、 八 内閣提出

九、二〇 衆本会議趣旨説明

一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

## 要旨

本案は、別途総務庁設置法案において、総理府本府及び行政管理庁の組織及び機能を統合再編成し、総理府の外局として総務庁を設置することとしていることに伴い、総理府本府の組織及び機能の整序を図るため、所掌事務の整理、総理府総務長官及び総理府総務副長官の廃止、審議会等の各省庁への移管等の措置を講ずるとともに、行政管理庁を廃止するほか、関係法律の規定の整理等を行うおとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、総務庁の設置により、総理府本府から、人事行政、恩給及び統計に関する事務並びに交通安全対策、老人対策、地域改善対策事業、青少年対策及び北方地域に関する事務の総合調整等に関する事務を総務庁へ移管することに伴い、総理府設置法等の関係法律について所要の改正を行うこと。

二、行政管理庁設置法を廃止すること。

三、総理府総務長官及び総理府総務副長官を廃止することとし、これに伴い、内閣官房長官が内閣総理大臣を助けて府務の整理、総理府本府の事務の監督を行い、内閣官房副長官は内閣総理大臣の定めるところにより内閣官房

長官を助け、さらに、総理府に総理府次長を置き、内閣官房長官及び内閣官房副長官を補佐し、事務の総括を行うこととする。

四、総理府本府に置かれている審議会等のうち、公務員制度審議会等四審議会等を総務庁へ、雇用審議会等十審議会等を労働省等八省庁へそれぞれ移管することとし、これに伴い、雇用審議会設置法等関係法律について所要の改正を行うこと。

五、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う総理府設置法等の関係法律の規定の整理を行うこと。

六、本法は、総務庁設置法の施行の日（昭和五十九年七月一日）から施行する。

## 委員長報告

照 国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参

総務庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五八、九、八 内閣提出

九、二〇 衆本会議趣旨説明

一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

### 要旨

本案は、昭和五十八年三月十四日の臨時行政調査会の第五次答申を踏まえつつ地方支分部局の整理再編成の一環として、府県単位機関のうち法律改正を要する地方行政監察局をはじめ三機関について所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、総務庁の地方行政監察局、公安調査庁の地方公安調査局及び大蔵省の財務部の整理合理化を図るため、これらをそれぞれ行政監察事務所、公安調査事務所及び財務事務所と改め、所要の現地事務を処理させること。
- 二、本法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

### 委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参

照

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(閣法第五号)  
(衆議院送付)

五八、九、八 内閣提出

九、二〇 衆本会議趣旨説明

一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

### 要旨

本案は、昭和五十七年七月三十日及び昭和五十八年三月十四日に臨時行政調査会が行つた行政改革に関する第三次答申及び第五次答申に係る規制及び監督行政の適正化、国と地方公共団体の機能分担の合理化等の指摘事項の実現に資するため、法律改正を要する事項(五十八法律)を一括して整理を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、規制及び監督行政の適正化のための許可等の整理合理

化に関する事項として、資格制度、検査・検定制、事業規制及びその他の分野に係る許可等の事務について、廃止、規制の緩和、民間等への委譲などの合理化を行うこととし、漁船法の一部改正による漁船の登録の簡素化、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正によるエネルギー管理士の試験事務の民間団体への委譲その他許可等について二十六法律を改正して三十九事項（廃止八、規制の緩和十四、権限の委譲十七）の整理を行うこと。

二、国と地方公共団体の機能分担の合理化のための事項として、地方公共団体の長等に委任されている国の事務について、社会経済情勢の変化に伴い必要性の乏しくなっていると認められる事務の廃止又は縮小、地方公共団体の事務として既に同化、定着していると認められる事務の当該地方公共団体の事務への移行、都道府県知事事務の市町村長への委譲などを行うこととし、興行場法の一部改正、住民基本台帳法の一部改正その他機関委任事務について四十五法律（許認可等関係の重複分十三法律を含む。）（廃止及び縮小三十、事務の委譲四、団体事務化十一）を改正して整理を行うこと。

三、その他所要の経過措置を行うこと。

四、本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

委員長報告

照 国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国家行政組織法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第三十九号）（衆議院送付）

九十八回国会 五八、 三、一一 内閣提出

四、一五 衆本会議趣旨説明

衆継続審査

九十九回国会 衆継続審査

百 回国会 一〇、一一 衆修正

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

要旨

本案は、第九十八回国会に提出され、第九十八回国会及び第九十九回国会において衆議院で継続審査となり、第百

回国会に本院に送付されたものであつて、臨時行政調査会の「行政改革に関する第三次答申」に沿つて、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、行政機関の組織編成の一層の弾力化を図り、併せて行政機関の組織の基準を更に明確にしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、府、省等の組織と所掌事務の範囲は現行どおり法律で定めるといふ原則は維持しつつ、府、省等に配分された行政事務を所掌する官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲については政令で定めることとする。

二、府、省、委員会及び庁には、法律又は政令の定めるところにより、審議会等（学識経験者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関）及び施設等機関（試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設等）を置くことができるものとし、また、特に必要がある場合には、法律の定めるところにより特別の機関を置くことができるものとする。

三、庁次長、官房長及び局、部又は委員会の事務局に置かれる次長並びに総括整理職（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁以外の庁に置かれ

るもの）の設置は政令で定めることとする。

四、政府は、少なくとも毎年一回国の行政機関の組織の一覽表を官報で公示するものとする。

五、当分の間、府、省及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁の官房及び局の総数の最高限度数は、百二十八とすること。

六、この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な事項については、別に法律で定めること。

なお、衆議院において、次の二点について修正が行われている。

一、政府は、今回政令で設置されることとなる組織その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならないこととする。

二、政府は、前記の国会報告の対象となる組織及び官房局の最高限度については、この法律の施行の日から五年を経過した後に、速やかに、総合的検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 委員長報告

ただいま議題となりました六法律案につきまして、行政改革に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、各法律案につきまして、その要旨を申し上げます。国家行政組織法の一部を改正する法律案は、臨調答申を実施するため第九十八回国会に提出されて以来衆議院で継続審査となり、第百回国会において本院に送付されたものであります。

本法律案は、府、省等の官房、局、部の設置及び所掌事務の範囲並びに庁次長、官房長等の設置をそれぞれ政令で定めることとともに、各省庁等には、法律または政令の定めるところにより審議会等を置くことができるものとする、当分の間、府、省及び大臣庁の官房、局の総数の最高限度を百二十八とすること、政府は、少なくとも毎年一回、国の行政機関の組織の一覧表を官報で公示すること等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、本法律案に対し、今回政令で設置される組織その他これに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止の状況を次の国会に報告しなければな

らないこと、さらに、国会報告の対象となる組織及び官房局の最高限度について、本法律の施行の日から五年を経過した後に、速やかに総合的検討を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること等について修正が行われております。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日を昭和五十九年七月一日と定めるとともに、同法の施行に伴って、各省庁設置法等関係法律二百三件について必要な整理等を行おうとするものであります。

次に、総務庁設置法案は、臨調答申の基本的方向に沿って総理府本府及び行政管理庁の組織と機能を統合再編成し、総理府の外局として総務庁を設置しようとするものでありまして、総務庁の長は総務庁長官とし、國務大臣をもって充てることとしております。

次に、総理府設置法の一部を改正する等の法律案は、総務庁の設置に伴い、総理府本府の組織及び機能の整序を図るため、所掌事務の整理、総理府総務長官及び総理府総務副長官の廃止、審議会等の各省庁への移管等の措置を講ず



るとともに、行政管理庁を廃止しようとするものであります。

次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案は、臨調答申を踏まえつつ、地方支分部局の整理合理化の一環として、総務庁の地方行政監察局、公安調査庁の地方公安調査局及び大蔵省の財務部をそれぞれ行政監察事務所、公安調査事務所及び財務事務所と改め、所要の現地事務を処理させようとするものであります。

最後に、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案は、臨調の第三次答申及び第五次答申に係る規制及び監督行政の適正化、国と地方公共団体の機能分担の合理化等の指摘事項の実現に資するため、五十八法律を改正し、関係行政事務の簡素合理化及び整理を一括して行おうとするものであります。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣を初め全大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、参考人として土光臨時行政改革推進審議会会長及び瀬島同審議会委員から意見の聴取を行うなど、慎重な審査を行いました。

質疑の主な内容は、政治倫理の確立方策を初め、増税なき財政再建の堅持と税制調査会の中期答申との関連、今回

の減税施策が景気浮揚に及ぼす影響、行政組織規制の弾力化と国会審議権との関係、中央省庁等の今後の統廃合方針、総務庁の設置と財政効果の有無、さらに日米首脳会談とわが国の安全保障のあり方のほか、物価、雇用、医療、教育問題等広範多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと思います。

一昨日、委員会は質疑を終局することを決定し、この後、日本共産党提出の田中委員長、すなわち私に対する不信任動議が提出され、近藤忠孝委員より説明があり、次いで採決の結果、本動議は起立少数をもって否決されました。

次いで、各法律案について一括討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稲村委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して成相理事が賛成、日本共産党を代表して神谷理事が反対、公明党・国民会議を代表して中野理事が賛成、参議院の会を代表して青木委員が反対、民社党・国民連合を代表して披山委員が賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。

次いで、順次採決の結果、以上の六法律案はいずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、六法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(4) 本会議決議一覧（議案審議表付）

番号	件名	提出者	提出月日	提出委員会 託議 決議 本会議	備考
1	大韓航空機撃墜事件に関する決議案	外 遠藤九要君	五八、九二三	可決 五八、九二三	委員会審査省略要求 事件
2	ロッキード事件に係る政治的・道義的責任究明に関する決議案	外 市川一正一名君	一〇、七	了	委員会審査省略要求 事件
3	政治倫理確立に関する決議案	外 八百板正名君	一〇、七	了	委員会審査省略要求 事件
4	内閣総理大臣中曾根康弘君問責決議案	外 市川一正一名君	一一、八	了	委員会審査省略要求 事件
5	法務大臣秦野章君問責決議案	外 市川一正一名君	一一、八	了	委員会審査省略要求 事件
6	議長不信任決議案	外 市川一正一名君	一一、六	了	委員会審査省略要求 事件
7	選挙制度に関する特別委員長松浦功君問責決議案	山中郁子君	一一、六	否決 一一、六	委員会審査省略要求 事件
8	内閣委員長高平公友君解任決議案	内 藤功君	一一、七	否決 一一、七	委員会審査省略要求 事件

大韓航空機撃墜事件に関する決議案（遠藤要君外九名発議）  
（決議第一号）

五八、 九、一二 提出  
九、一三 可決

決議

九月一日未明、邦人二十八名を含む二百六十九名の乗客・乗員を乗せた大韓航空機がソ連軍用機により撃墜された事件は極めて重大であり、本院はかかる事件の発生を深く遺憾とし、この事件の犠牲者に深甚なる哀悼の意を表するものである。

いかなる理由があるにせよ、非武装かつ無抵抗の民間航空機を撃墜することは人道と国際法に反するのみならず、国際民間航空の安全確保の観点からも許されざる行為であり、強く非難さるべきである。

それにもかかわらず、この事件に最大の責任を有するソ連政府が、事実関係についていまだ納得のいく説明を行わず、また、関係国による搜索活動への協力を拒んでいる態度は誠に遺憾である。

よつて政府は、関係各国との緊密な協力のもとに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、あらゆる方途により、事件の真相究明に努め、大韓航空機が領空侵犯をするに至つた原因を含めて可及的速やかに全貌を明らかにすること。

二、ソ連政府に対し、ソ連領海における関係国の搜索を許可し、搜索活動に協力するよう求めること。

三、ソ連政府に対し、自国の責任を明確にし、公式の謝罪とこの種の事件の再発防止について保障措置を求めること。

四、犠牲者の補償については、ソ連政府並びに大韓航空にに対し十分な措置を講ずるよう求めること。

五、事件の再発を防止し、国際民間航空の安全を確保するため、国際機関等において適切な措置が講ぜられるよう努めること。

六、今回の事件の背景に国際的軍事緊張があることにかんがみ、国際緊張緩和のために最大の努力を払うこと。  
右決議する。

### 三、請願の審議経過

(1) 請願件数表

計	行政改革	沖繩・北方	選挙制度	科学技術	議院運営	建設	運輸	商工	農林水産	社会労働	文教	大蔵	外務	法務	地方行政	内閣	委員会		備考	
																	付託	採択		
二七三四	四二	三七	一四九	一	六〇	三二	七九	六三	七一	七二八	八七	二〇〇	六一	一三	一六	一〇九五	四四	未了	採択	
一四七	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	六	八三	九	〇	四	〇	〇	四四	〇	〇	〇	〇
二五八七	四二	三七	一四九	一	六〇	三一	七九	六三	六五	六四五	七八	二〇〇	五七	一三	一六	一〇五一	〇	〇	〇	〇
一四七	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	六	八三	九	〇	四	〇	〇	四四	〇	〇	〇	〇
提出総数は二七三七件、取下げ三件																				

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

四四件

従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願（第一五九号）

軍人恩給改定に関する請願（第三九三号外二四件）

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願（第四三八号外八件）

満州国軍に服務した旧軍人等の処遇に関する請願（第八八七号外八件）

○外務委員会

四件

大韓航空機撃墜事件の真相究明等に関する請願（第五五四号）

大韓航空機撃墜事件に関する請願（第五六三号）

大韓航空機の撃墜事件に関する請願（第一〇一五号）

大韓航空機の撃墜事件の真相究明等に関する請願（第一五二三号）

○文教委員会

九件

私学助成の大幅増額に関する請願（第二二号外六件）

教育施策と青少年の健全育成に関する請願（第五〇号）

過大規模小・中学校解消のための財政特別措置に関する請願（第一五二七号）

○社会労働委員会

八三件

保育所制度の充実に関する請願（第二一号外七件）

民間保育事業振興に関する請願（第二三号）

国立腎センター設立に関する請願（第二七号）

保育行政の充実に関する請願（第九九号外四件）

二分脊椎症児（者）の医療の充実と改善に関する請願（第二〇七号）

日雇労働者健康保険制度に関する請願（第二二六号）

日雇労働者の健康保険制度に関する請願（第四五九号）

民間保育事業の振興に関する請願（第一五七六号外二七件）

身体障害者福祉法の改正に関する請願（第二〇二二号）  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第二二〇七号）  
建設国保組合の改善に関する請願（第二四一七号外三四件）

○農林水産委員会

六件

食糧・農業基本政策確立に関する請願（第九三号）

農畜水産物の輸入自由化・枠拡大阻止に関する請願（第五七七号）

国有林野事業の充実に関する請願（第五五九号）

農畜産物の輸入自由化、枠拡大抑制に関する請願（第一〇一八号）

農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止等に関する請願（第一五三〇号）

漁港の整備促進等に関する請願（第二七二二号）

○建設委員会

一件

中央自動車道長野線・関越自動車道上越線の建設促進に関する請願（第一五三三三号）

## 四、委員会別国政調査概要

### ○内閣委員会

昭和五十八年

九月二十九日 木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

### ○法務委員会

昭和五十八年

十月 六日 木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

十一月二十四日 木曜日

秦野法務大臣の発言に関する件、消費者金融に関する件、商法改正に関する件等について秦野法務大臣、政府委員、大蔵省及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

### ○外務委員会・内閣委員会・運輸委員会連合審査会

昭和五十八年

十月 七日 金曜日

大韓航空機撃墜事件に関する件について参考人慶應義塾大学法学部教授栗林忠男君、航空評論家



○社会労働委員会

関川栄一郎君、同青木日出雄君及び日本航空株式会社運航本部B-747運航乗員部副部长巖祥夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。  
本連合審査会は今回をもつて終了した。

昭和五十八年

九月二十七日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○農林水産委員会

昭和五十八年

九月二十九日 木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

当面の農林水産行政に関する件について金子農林水産大臣、政府委員、国土庁、建設省、通商産業省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

十月 五日 水曜日

○運輸委員会

昭和五十八年  
十月 六日 木曜日

大韓航空機墜撃事件に関する件、国鉄貨物合理化に関する件、国鉄経営再建問題に関する件、青函トンネル問題に関する件、日本貨物航空問題に関する件、タクシー運賃改定に関する件、三宅島噴火に関する件、国鉄バス合理化に関する件、国鉄ストによる損害賠償訴訟に関する件、民間航空機の安全確保に関する件等について長谷川運輸大臣、政府委員、高木日本国有鉄道総裁、日本国有鉄道、運輸省、外務省、気象庁、法務省当局及び参考人日本鉄道建設公団総裁仁杉巖君に対し質疑を行った。

○逓信委員会

昭和五十八年  
十月 四日 火曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○建設委員会

昭和五十八年  
十月 六日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○予算委員会

昭和五十八年

九月二十一日 水曜日

予算の執行状況に関する件について参考人の出席を求めることを決定した後、中曽根内閣総理大臣、林厚生大臣、瀬戸山文部大臣、丹羽総理府総務長官、谷川防衛庁長官、安倍外務大臣、塩崎経済企画庁長官、宇野通商産業大臣、竹下大蔵大臣、内海建設大臣、大野労働大臣、後藤田内閣官房長官、齋藤行政管理庁長官、安田科学技術庁長官、山本国務大臣、長谷川運輸大臣、金子農林水産大臣、鎌田会計検査院長、藤井人事院総裁、政府委員、参考人日本銀行総裁前川春雄君及び税制調査会会長小倉武一君に対し質疑を行つた。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

九月二十二日 木曜日

予算の執行状況に関する件について参考人の出席を求めることを決定した後、中曽根内閣総理大臣、宇野通商産業大臣、塩崎経済企画庁長官、竹下大蔵大臣、内海建設大臣、山本自治大臣、加藤国土庁長官、安倍外務大臣、谷川防衛庁長官、長谷川運輸大臣、林厚生大臣、秦野法務大臣、後藤田内閣官房長官、丹羽総理府総務長官、齋藤行政管理庁長官、藤井人事院総裁、政府委員、参考人日本銀行総裁前川春雄君及び住宅・都市整備公団理事武田晋治君に対し質疑を行つた。

○決算委員会

昭和五十八年  
十月

五日 水曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

昭和五十八年  
十月

六日 木曜日

総合安全保障に関する件について参考人野村総合研究所会長佐伯喜一君、京都産業大学教授漆山成美君、軍事評論家藤井治夫君、軍縮問題研究家前田寿君、国際政治学者畑田重夫君及び評論家青木日出雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○科学技術特別委員会

昭和五十八年  
十一月二十六日 土曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○環境特別委員会

昭和五十八年

九月二十八日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

地下水汚染実態調査に関する件について政府委員及び厚生省当局から報告を聴いた。

○災害対策特別委員会

昭和五十八年

十月 七日 金曜日

昭和五十八年台風第十号による被害に関する件、北海道登別付近の大雨による被害に関する件及び昭和五十八年三宅島噴火による被害に関する件について政府委員から報告を聴いた。

十月 十九日 水曜日

昭和五十八年三宅島噴火による被害に関する件について派遣委員から報告を聴いた。

昭和五十八年台風第十号による被害に関する件、昭和五十八年三宅島噴火による被害に関する件及び火山噴火予知に関する件について加藤国土庁長官、政府委員、建設省、林野庁、国土庁、厚生省、気象庁、消防庁及び水産庁当局に対し質疑を行った。

○選挙制度に関する特別委員会

昭和五十八年

九月二十八日 水曜日

第十三回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締り状況に関する件について山本自治大臣及び政府委員から報告を聴いた。

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

昭和五十八年

九月 八日 木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○エネルギー対策特別委員会

昭和五十八年

十月 六日 木曜日

長期エネルギー需給見通しとエネルギー政策の総点検に関する件について政府委員から報告を聴いた後、宇野通商産業大臣、政府委員、大蔵省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。石炭政策の推進に関する決議を行った。

(付) I 参議院役員一覧

(召集日 58. 9. 8 現在)

役員	召集日	会期中選任
議長	木村 睦男君	
副議長	阿具根 登君	
常任委員長	内閣	高平 公友君
	地方行政	大河原 太一郎君
	法務	大川 清幸君
	外務	後藤 正夫君
	大蔵	伊江 朝雄君
	文教	長谷川 信君
	社会労働	石本 茂君
	農林水産	谷川 寛三君
	商工	斎藤 栄三郎君
	運輸	矢原 秀男君
	通信	大木 正吾君
	建設	青木 薪次君
	予算	西村 尚治君
	決算	安恒 良一君
	議院運営	遠藤 要君
特別委員長	懲罰	小林 国司君
	国民生活	寺田 熊雄君
	外交・安保	植木 光教君
	科学技術	高木 健太郎君
	環境	穂山 篤君
	災害対策	赤桐 操君
	選挙制度	松浦 功君
	沖縄・北方	板垣 正君
	エネルギー	井上 孝君
行政改革	田中正巳君	
事務総長	指宿 清秀君	

※ 行政改革に関する特別委員会は 58. 9. 21 設置  
同日、同委員長選任

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(召集日 58. 9. 8 現在)

会 派	任 期 議員数	① 昭 61 . 7 . 7			② 昭 64 . 7 . 9		
		全国区	地方区	計	比 例 代 表	選挙区	計
自由民主党・自由国民会議	136(6)	19(2)	50(1)	69(3)	19(3)	48	67(3)
日 本 社 会 党	43(3)	8(1)	13	21(1)	9(1)	13(1)	22(2)
公 明 党 ・ 国 民 会 議	27(2)	9	4	13	8(2)	6	14(2)
日 本 共 産 党	14(5)	3(1)	4(2)	7(3)	5(2)	2	7(2)
民 社 党 ・ 国 民 連 合	13(1)	3	3	6	4	3(1)	7(1)
参 議 院 の 会	10(1)	4(1)	1	5(1)	4	1	5
新 政 ク ラ ブ	4	0	1	1	1	2	3
各派に属しない議員	2	1	0	1	0	1	1
欠 員	3	3	0	3	0	0	0
合 計	252(18)	50(5)	76(3)	126(8)	50(8)	76(2)	126(10)

※ ( )内は婦人議員数

備考 58.11.18 戸塚進也君辞職(自民・静岡県選出①)